

新型コロナウイルス感染症拡大に伴うウルグアイ政府の新たな措置（措置の適用期間延長）

- 6月25日、新型コロナウイルス感染症拡大を抑制するために3月23日に発表された一連の措置うち、以下については7月4日まで適用期間が延長されました。
また、一部措置については衛生規則等を遵守した上で緩和されます。

<措置の適用期間延長>

以下の一連の制限措置については、適用期間を7月4日まで延長する。

- (1) 必要不可欠なサービスを除き官公庁を閉鎖。「必要不可欠なサービス」に該当する業務内容の範囲は各省庁の判断に委ねる。
- (2) 公共の催しを中止。
- (3) カジノを閉鎖。
- (4) イベントやパーティーを中止。

<措置の緩和>

○7月5日から再開される活動

- (1) 公共の催し、パーティー、イベント
- (2) 商業施設のフードコート
- (3) モンテビデオ県、カネロネス県及びマルドナド県を除く全国の映画館

○7月15日から再開される活動

モンテビデオ県、カネロネス県及びマルドナド県の映画館

○アマチュアスポーツの実施（スポーツ庁が定める措置に加え、厚生省が定める衛生規定を遵守する必要がある。）

<参考>

【関連ホームページ等・ウルグアイ】

- ・新型コロナウイルスに関する相談電話 08001919
- ・ウルグアイ厚生省ホームページ（スペイン語）：
<https://www.gub.uy/ministerio-salud-publica/>
- ・ウルグアイ国家緊急システム（SINA E）ホームページ（スペイン語）：
<https://www.gub.uy/sistema-nacional-emergencias/>
- ・カラスコ国際空港ホームページ（スペイン語・英語・ポルトガル語）：
<https://www.aerpuertodecarrasco.com.uy/>
- ・カラスコ国際空港ホームページ新型コロナウイルス関連質問サイト：
https://www.aerpuertodecarrasco.com.uy/contenido/ct_121/es/

【関連ホームページ・日本】

- ・ 外務省海外安全ホームページ（新型コロナウイルス感染に関する緊急情報）：
<https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ・ 厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス関係）：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- ・ 在ウルグアイ日本国大使館ホームページ（領事情報）：
https://www.uy.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji.html